

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成29年4月30日現在)

(単位:件)

年度		平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	合計	年度
国	措置命令 (※1)	56	52	12	20	28	37	45	30	13	27	1	321	措置命令 (※1)
	課徴金 納付命令 (※2)										1	0	1	課徴金 納付命令 (※2)
都道府県(※3)		28	21	26	36	22	29	64	3	3	1	0	指示 229	措置命令 4
														都道府県(※3)
北海道				1	2	3	1	36					43	北海道
青森													0	青森
岩手													0	岩手
宮城													0	宮城
秋田		1											1	秋田
山形		1											1	山形
福島			1										1	福島
茨城			1		1	1	2						5	茨城
栃木		1	3	1	6	1	2						14	栃木
群馬								1					1	群馬
埼玉		1				4	9	11	1	1			26	埼玉
千葉		1		1	1		1						4	千葉
東京		1		12	12	3	6	3	2				39	東京
神奈川		1	1			2	1						5	神奈川
新潟					3			1					4	新潟
富山													0	富山
石川													0	石川
福井													0	福井
山梨													0	山梨
長野													0	長野
岐阜			2	1	1			1		1			5	岐阜
静岡		4	3	1	1	1	3	2			1		15	静岡
愛知		2				1		2					5	愛知
三重													0	三重
滋賀			1										1	滋賀
京都		1	1	1		1	1						5	京都
大阪			2		1								3	大阪
兵庫		1	2	2									5	兵庫
奈良								2					2	奈良
和歌山					2		2	1					5	和歌山
鳥取		2											2	鳥取
島根					2								2	島根
岡山													0	岡山
広島										1			0	広島
山口		1	1					3					5	山口
徳島		4		1	1			1					7	徳島
香川		1											1	香川
愛媛		1		1		1							3	愛媛
高知				2									2	高知
福岡		1	1		1		1						4	福岡
佐賀		2	1		1								4	佐賀
長崎		1											1	長崎
熊本			1	2									3	熊本
大分						3							3	大分
宮崎						1							1	宮崎
鹿児島													0	鹿児島
沖縄					1								1	沖縄

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成28年5月1日～平成29年4月30日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください。）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H29. 4. 21 【措置命令】	消費者庁	プラスワン・ マーケティング 株式会社	<p>プラスワン・マーケティング株式会社は、「FREETEL SIM」と称する移動体通信役務（スマートフォン端末と一体的に供給する場合を含む。以下「本件役務」という。）を一般消費者に供給するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、</p> <p>① 遅くとも平成28年11月30日から同年12月22日までの間、例えば、遅くとも同年11月30日から同年12月13日までの間にあっては、『『業界最速』の通信速度』と記載するとともに、「<input checked="" type="checkbox"/> FREETEL SIMなら速度が出にくい都内平日12時台でもこんなに速い！」等と付記された「I社 SIM」、「O社 SIM」、「フリーテル」又は「NTT docomo」とする移動体通信役務に係る通信速度の特定の日時及び場所における測定結果が、それぞれ、0.3Mbps強程度、0.2Mbps程度、5.8Mbps強程度又は6.1Mbps弱程度であったことを示すグラフを掲載すること等により、あたかも、本件役務に係る通信速度が、仮想移動体通信事業者等の低廉な料金設定により移動体通信役務を提供する事業者（以下「格安SIM事業者」という。）の中で、恒常的に最も速いものであるかのように、また、特定の日時及び場所における通信速度の測定結果において、他の格安SIM事業者が提供する移動体通信役務に係る通信速度よりも著しく速く、かつ、株式会社NTTドコモが提供する移動体通信役務に係る通信速度に匹敵するものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>② 遅くとも平成28年11月30日から同年12月13日までの間、「SIM販売シェアNo. 1」及び「シェアNo. 1！」と記載することにより、あたかも、移動体通信役務の提供を受けるために必要なSIMカードの販売数量に係る自社のシェアが格安SIM事業者の中で第1位であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>③ 遅くとも平成28年11月30日から同年12月13日までの間、例えば、「LINEのデータ通信料無料！」と記載するとともに、「App Store」、「LINE」、「WeChat」、「Wh</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>a t s App」及び「P o k e m o n G O」の文字並びにこれらの文字が示すアプリケーションのアイコン画像を付記しつつ「F R E E T E Lなら各種S N S利用時のデータ通信料が無料！！」等と記載することにより、あたかも、これらのアプリケーションの利用時に生じるデータ通信量が通信利用容量の対象外となるかのように表示していた。</p> <p>①及び②については、消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>③については、実際には、当該データ通信量の一部は通信利用容量の対象となるものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170421_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170421_0001.pdf</a></p>
H29.3.30 【措置命令】	消費者庁	株式会社ミーロード	<p>株式会社ミーロードは、「B-UP」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年1月1日から同年12月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「バストUPとスリムUPを同時にかなえるスタイルUPサプリの決定版！」等と記載するとともに、「今までの『プエラリア』では満足できなかったアナタへ・・・」と題し、バストの下部に手を添えたポーズの女性の画像と共に、「魅惑的なメリハリB o d yに・・・」と、余裕のあるぶかぶかの短パンをはきお腹周りを指差している女性の画像と共に、「キュッ！」、「見てください！こんなブカブカに！」と、「Gカップでも 57.8kg→47kg -10.8kg」、「女子力UPに胸ふくらむ！！」と記載すること等により、あたかも、本件商品を摂取するだけで、豊胸効果が得られるとともに痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170330_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170330_0001.pdf</a></p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H29. 3. 30 【措置命令】	静岡県	西村商店こと山本勇	<p>西村商店こと山本勇は、素干し小えび（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成29年2月10日から同年3月8日までの間、本件商品パッケージ及び店頭看板において、「駿河湾直送桜えび」と記載することにより、あたかも、本件商品が静岡県内で捕れた桜えびであるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品は桜えびではなく、アキアミであった。</p> <p><a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/28sakuraebi.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/28sakuraebi.html</a></p>
H29. 3. 28 【措置命令】	消費者庁	株式会社エービーシー・マート	<p>株式会社エービーシー・マートは、靴（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「HAWKINS HB80073 AL IT8 PLAIN」と称する商品について、平成27年2月13日の新聞折り込みチラシにおいて、「<del>ⓧ</del>12,000円（税抜）→税抜¥9,900 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">税込価格¥10,692</span>」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「<del>ⓧ</del>」との記号を付した価額を併記することにより、あたかも、本件商品にはメーカー希望小売価格が設定されており、実際の販売価格が当該メーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品は同社が自ら製造し、専ら自ら小売販売している商品であり、「<del>ⓧ</del>」との記号を付した価額は、同社が自ら任意に設定した価格であった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170328_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170328_0001.pdf</a></p>
H29. 3. 24 【措置命令】	消費者庁	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	<p>株式会社エネルギー・コミュニケーションズは、自らが供給する「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にまたがる契約に伴う割引（以下「複数年割引」という。）を適用した役務（以下「メガ・エッグ光ネットホーム」という。）及び「メガ・エッグ 光ネット [マンション]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [マンション]」と称する集合住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」又は「メガ王」と称する複数年割引を適用した役務の取引について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、メガ・エッグ光ネットホームについて、平成27年2月1日から同年5月31日までの間、「期間限定 今カラ割+今カラ割プラス 今がチャンス</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>キャンペーン期間：平成27年2月1日（日）～平成27年5月31日（日） 月々最大800円割引 ギガ王 3年契約（ファミリーコース）の場合」等と記載することにより、あたかも、当該期間内において新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に限り、2年間にわたり毎月最大で800円の割引が適用されるかのような表示を行っていた。</p> <p>実際には、平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において、新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に、2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170324_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170324_0001.pdf</a></p>
<p>H29.3.22 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>GMOインター ネット株式会社</p>	<p>GMOインターネット株式会社は、「GMOとくとくBB イー・アクセスADSL」と称するインターネット接続サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、遅くとも平成27年9月1日から平成28年2月25日までの間、「とくとくBBおとくなプロバイダー」と称する自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成27年9月1日から同月30日までの間、「月額料金 永年 1,877円（税抜）」、「今なら！最大6ヶ月無料！！」、「キャンペーン期間：2015年9月30日（水）まで」、「◇対象：GMOとくとくBB イー・アクセスADSL サービスをお申込みの方」、「◇期間：2015年9月30日（水）まで」と記載することにより、あたかも、記載の期限までに本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、本件役務の月額料金を最大6か月間無料とするかのように表示していた。</p> <p>実際には、記載の期限後に本件役務の提供を申し込んだ場合にも、本件役務の月額料金を最大6か月間無料としていた。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170322_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170322_0001.pdf</a></p>
<p>H29.3.9 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社だいに ち堂</p>	<p>株式会社だいにち堂は、「アスタキサンチン アイ&amp;アイ」と称する食品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成28年6月27日から同月30日までの間、全国に</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>配布された日刊新聞紙に掲載した広告において、「ボンヤリ・にごった感じに！！」、「ようやく出会えたクリアでスッキリ！！」、「クリアな毎日に『アスタキサンチン』 つまり、だいにち堂の『アスタキサンチン アイ&amp;アイ』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」、眼鏡を掛け、読み物をしている中高年男性の写真と共に、「新聞・読書 楽しみたい方に▷目からウロコの実感力！！ 爽快なクリア感 アスタキサンチンを今すぐ始めませんか？ クリアな毎日を応援します。」、「多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『アスタキサンチン アイ&amp;アイ』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することにより、ボンヤリ・にごった感じの目の症状を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170309_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170309_0001.pdf</a></p>
H29.3.8 【措置命令】	消費者庁	株式会社布屋商店	<p>株式会社布屋商店は、自ら運営する「超 寝具店ヌノヤ」と称する店舗のうち9店舗において供給する寝具等148商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり</p> <p>① 例えば、平成28年3月25日に、金沢畝田東店において、「コタツ中掛毛布（UEN291-24）（190×240サイズ）」と称する本件商品について、「ポップ」と称する店頭表示物に「11,999円」と記載するとともに、「割引札」と称する店頭表示物に「表示価格よりレジにて30%割引」と記載し、ポップと割引札を併せて掲示することにより</p> <p>② 例えば、平成28年3月24日に、金沢有松店において、「クールラッシュ接触冷感敷パッド（シングルサイズ）」と称する本件商品について、「バーコード」と称する商品本体に貼付するシールに「3,399円」と記載するとともに、割引札に「表示価格よりレジにて30%割引」と記載し、バーコードと割引札を併せて提示することにより</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>あたかも、ポップ又はバーコードに表示された価格は、当該店舗における通常の販売価格であり、当該価格から割り引いて販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品のポップ又はバーコードに表示された価格は、同社が任意に設定したものであって、当該店舗において販売された実績のないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170308_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170308_0001.pdf</a></p>
H29. 3. 3 【措置命令】	消費者庁	株式会社マハロ	<p>株式会社マハロは、「ビガーブライトEX」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年7月20日から同年11月15日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「水素水でダイエット効果もある！？」、「水素水ってダイエット効果があるんですか？」、「あります。水素はエネルギー生成の役割をするミトコンドリアの働きを活性化してくれます。」、「1年で25kg痩せたんですか！？」、「すごいですよね。ただし、水素水を飲み続けることが大切なことです。」等と記載するなど、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出しなかった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf</a></p>
H29. 3. 3 【措置命令】	消費者庁	株式会社メロ ディアンハーモ ニーファイン	<p>株式会社メロディアンハーモニーファインは、「水素たっぷりのおいしい水」と称する清涼飲料水（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 平成26年10月10日から平成28年3月13日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「水素が脂質代謝を促進！血糖値の急上昇も抑制」、「脂質代謝の遺伝子スイッチを調節して体質サポート！」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取すれば、脂質代謝を促進し、血糖値の急上昇も抑制する効果が得られるかのように示す表示を、また、自社ウェブサイトにおいて、「炎症を抑える効果で肩こりや筋肉痛を軽減！」、「ニキビや吹き出もの、かぶれといった</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>炎症による肌トラブルの解消に有効。」等と記載することにより、あたかも、炎症を抑制し、肩こりや筋肉痛を軽減、ニキビ、吹き出もの、かぶれを解消する効果が得られるかのように示す表示をそれぞれしていた。</p> <p>② 平成26年5月30日から平成27年11月6日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「内側がキレイだとカラダは燃える!!」、「浄化したカラダは、とにかく燃えやすい!!まさに浄化水素水ダイエット!!」、「うっそ!! ペタン!!」、「こんなに余計な肉があったのね」、「『まさか、だって水素水を飲んだだけですよ♪』」、「水素水ダイエットに挑戦!! 成功者が続々と生まれています!」、「-6.8kg」、「ウエスト-18.2cm」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf</a></p>
H29.3.3 【措置命令】	消費者庁	千代田薬品工業株式会社	<p>千代田薬品工業株式会社は、「ナチュラ水素」と称する食品（以下「本件商品」という）を一般消費者に販売するに当たり、平成25年6月13日から平成27年5月12日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「3ヶ月で5キロ!とっても軽くて嬉しいです。水素ダイエットを試してよかった!」、「燃焼ダイエット」、「水素のココがすごい! 普段の食事のまま出来る“水素ダイエット”がTVで話題に!!」、「燃焼力が強い『水素の力』あなたも実感下さい。」、「テレビでも紹介された様に、最近人気の水素ダイエット。水素には余分なぶよぶよを退治する働きが!!年齢を重ねていくうちに落ちていく基礎代謝をカバーする為にも水素でしっかりとサポートをしていきましょう。」、「20歳からガクーンと基礎代謝が下がる」、「基礎代謝が落ちると、より太りやすい体質になってしまいます。」、「これをサポートできるのは『水素』!!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、容易に著</p>



措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170303_0001.pdf</a></p>
<p>H29. 2. 14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「ペプチドエースつぶタイプ」（１８０粒入り）、同（９０粒入り）、「ペプチド茶」、「ペプチドストレート」及び「ペプチドスープEX」と称する食品（以下これらを併せて「ペプチドシリーズ５商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成１３年１２月頃から平成２８年９月１８日までの間、容器包装、新聞折り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「ペプチドエースつぶタイプ」（１８０粒入り）の容器包装においては、「かつお節オリゴペプチド配合」、「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」、「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品はかつお節オリゴペプチドを配合した食品で、血圧が高めの方に適した食品です。」等と記載することにより、あたかも、ペプチドシリーズ５商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、各商品はそれぞれ、遅くとも平成２３年８月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成２６年９月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第２６条第１項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170214_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170214_0001.pdf</a></p>
<p>H29. 2. 14 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>日本サプリメント株式会社</p>	<p>日本サプリメント株式会社は、「豆鼓エキスつぶタイプ」（１８０粒入り）、同（９０粒入り）及び「食前茶」と称する食品（以下これらを併せて「豆鼓エキスシリーズ３商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成１４年１月頃から平成２８年９月１８日までの間、容器包装、新聞折</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>り込みチラシ、新聞、テレビ、ウェブサイト等の表示媒体において、例えば、「豆鼓エキスつぶタイプ」（180粒入り）の容器包装においては、「豆鼓（発酵大豆）エキス配合」、「消費者庁許可保健機能食品（特定保健用食品）」、「●保健機能食品（特定保健用食品）●許可表示：本品は、豆鼓エキスを含んでおり、糖の吸収をおだやかにするので、血糖値が気になり始めた方に適した食品です。」等と記載することにより、あたかも、豆鼓エキスシリーズ3商品の各商品それぞれが特定保健用食品として消費者庁長官の許可の要件を満たしたものであるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、各商品はそれぞれ、遅くとも平成23年8月以降、品質管理として、包装後の製品における関与成分についての試験検査が行われておらず、また、平成26年10月に、関与成分の特定ができないことが判明しており、健康増進法第26条第1項の規定に基づく特定保健用食品の許可の要件を満たしていないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170214_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_170214_0001.pdf</a></p>
H29. 2. 2 【措置命令】	消費者庁	株式会社 ジーナ Xena	<p>株式会社Xenaは、「VCソープ」と称する商品（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成27年2月20日頃から同年11月20日頃までの期間に配布した情報誌に掲載した広告において</p> <p>① 例えば、「※シミを『ビタミン洗顔』で洗い流しませんか?」、「長年の肌悩み、あきらめる前に!」、「あれ?またシミが・・・」、「それにしても、ビタミンで洗うとは一体!?なんでも、長年しみついた悩みや※<sup>1</sup>くすみを、洗顔だけで洗い流すというのだ!」、「このビタミン洗顔だからこそ、シミのもとメラニンを含む、古い角質まで洗い流せるんだとか!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を使用することによって、シミを解消又は軽減することができるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>② 例えば、平成27年2月20日頃に配布した情報誌に掲載した広告において、「期間限定！2015年3/22（日）まで」、「今だけ！半額！」と記載した上で、「初回半額1個990円（税別）」と記載することにより、あたかも、当該広告に記載した期限までに本件商品を始めて購入した場合に限り、通常価格の半額で購入することができるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成27年2月20日頃から同年12月19日までの期間において、本件商品を初めて購入した場合に通常価格の半額で購入できることとしていた。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170202premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170202premiums_1.pdf</a></p>
H29.1.27 【措置命令】	消費者庁	三菱自動車工業株式会社	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「eKワゴン」と総称する軽自動車11商品、「eKカスタム」と総称する軽自動車7商品、「eKスペース」と総称する軽自動車10商品及び「eKスペースカスタム」と総称する軽自動車10商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「eKワゴン（LTMX、M、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「燃料消費率（国土交通省審査値）JC08モード 30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</a></p>
H29.1.27	消費者庁	三菱自動車工業	三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」とい

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
【措置命令】		株式会社	<p>う。)を通じて「ミラージュ」と総称する小型自動車2商品、「RVR」と総称する普通自動車4商品、「パジェロ」と総称する普通自動車3商品、「デリカD:5」と総称する普通自動車16商品及び「アウトランダーPHEV」と総称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ミラージュ(XTHX、G、二輪駆動)」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、「JC08モード 燃料消費率(国土交通省審査値) 25.4km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4km/L」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「24.0km/L」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</a></p>
H29.1.27 【課徴金納付命令】	消費者庁	三菱自動車工業株式会社	<p>三菱自動車工業株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者(以下「ディーラー」という。)を通じて「ミラージュ」と総称する小型自動車2商品、「RVR」と総称する普通自動車4商品、「パジェロ」と総称する普通自動車3商品、「デリカD:5」と総称する普通自動車13商品及び「アウトランダーPHEV」と総称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ミラージュ(XTHX、G、二輪駆動)」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、「JC08モード 燃料消費率(国土交通省審査値) 25.4km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4km/L」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「24.0km/L」であった。</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>同社は、平成29年8月28日までに、総額4億8507万円を支払わなければならない。  ※対象商品の各課徴金額等の詳細については、ホームページを御覧ください。  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</a></p>
H29. 1. 27 【措置命令】	消費者庁	日産自動車株式会社	<p>日産自動車株式会社は、特約販売契約を締結する自動車販売業者（以下「ディーラー」という。）を通じて「デイズ」と総称する軽自動車11商品及び「デイズルークス」と総称する軽自動車16商品を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年4月1日から同月20日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及び自社ウェブサイトにおいて、例えば、「デイズ（LTSX、S、二輪駆動）」と称する軽自動車について、「JC08モード 燃料消費率（国土交通省審査値）30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「30.4km/L」及び「平成32年度燃費基準+20%達成車」であるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「26.1km/L」及び「平成32年度燃費基準達成車」であった。</p> <p>※対象商品の各表示内容等の詳細については、ホームページを御覧ください。  <a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/170127premiums_1.pdf</a></p>
H28. 12. 21 【措置命令】	消費者庁	イズミヤ株式会社	<p>イズミヤ株式会社及び株式会社牛肉商但馬屋（以下「2事業者」という。）は、一般消費者に販売するとした神戸牛（以下「本件商品」という。）の取引について、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシ等において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも、平成28年2月13日</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>に本件商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、株式会社牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf</a></p>
H28. 12. 21 【措置命令】	消費者庁	株式会社牛肉商 但馬屋	<p>株式会社牛肉商但馬屋及びイズミヤ株式会社（以下「2事業者」という。）は、一般消費者に販売するとした神戸牛（以下「本件商品」という。）の取引について、大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシ等において、「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも、平成28年2月13日に本件商品を販売するかのように表示していた。</p> <p>実際には、株式会社牛肉商但馬屋は、同日に販売するための本件商品の仕入れは行っておらず、2事業者は本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/161221premiums_1.pdf</a></p>
H28. 9. 1 【措置命令】	消費者庁	株式会社オーク ローンマーケ ティング	<p>株式会社オークローンマーケティングは、「セラフィット」と称するフライパン（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成26年5月23日から平成27年11月16日までの間、テレビジョン放送を通じて放送した「ショップジャパン」と称するテレビショッピング番組において、「ダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との映像及び「セラフィットはダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との音声を送り、また、「傷がつかない コーティングが剥がれない」との映像及び「コインで擦っても傷が付かず、コーティングは剥がれません」との音声、「クギを炒めても傷がつかない！」との映像及び「たとえ大量の釘を炒めたって傷が付かない」との音声、「耐摩耗テスト50万回クリア！！」との映像及び「セラフィットは50万回擦っても傷まないことが証明されました」との音声並びに本件商品で金属製品を用いて調理する映像を放</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>送することにより、あたかも、本件商品の表面処理加工に用いられている「セラミック」と称する物質はダイヤモンドの次に硬いものであり、本件商品を金属製品で50万回擦っても傷が付かないかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品の表面処理加工に用いられている「セラミック」と称する物質はダイヤモンドの次に硬いものであるとはいえ、本件商品を金属製品で擦った場合には50万回を大きく下回る回数で傷が付くものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160901premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160901premiums_1.pdf</a></p>
<p>H28.6.29 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社S t e e d</p>	<p>株式会社S t e e dは、「3D形状記憶型小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成26年5月22日から平成28年5月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「顔の骨格のゆがみを取り除き、内側へ整えます。」「骨格から小顔を造る」、「他店には出来ない、形状記憶する小顔矯正!」、「施術後、すぐに実感できる即効性!」、「◎エラ・アゴ矯正 小顔を造るには、最も重要な部分です。フェイスラインの左右バランスを整え、エラを内へ整えることで、すっきりとしたシャープなフェイスラインを造ります。小顔作りには欠かせない矯正です。」「前頭骨・左右頭頂骨・左右側頭骨・後頭骨と6枚の骨で構成されており、各骨の動きを正常に調整し、少しずつ形を矯正することで全体的には大きな変化があると考えられます。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H28. 6. 29 【措置命令】	消費者庁	株式会社トゥモ ローズライフ	<p>株式会社トゥモローズライフは、「瞬間小顔コース」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年4月23日から同年12月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「1回終了 小顔になる為に、通い続ける必要はありません。」「変化には個人差がありますが、手で触って分かる変化が2mm以上、目で見えて分かる変化が3mm以上なので、それを1回の小顔矯正での骨格的な変化の最低ラインとしていただければと思います。」「【3】骨の形ごと矯正する技術→元に戻らないただ一つの技術です。技術を自己開発しているところだけが、その技術を持っています。世の中には、非常にまれに、骨の形ごと矯正することが出来る技術を自己開発しているところがあります。その技術だけが、本当に、小さくすることが、出来る技術です。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
H28. 6. 29 【措置命令】	消費者庁	K o u k e n 美 容整体こと西田 佳司	<p>K o u k e n 美容整体こと西田佳司は、「小顔矯正（美顔・整顔）」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年8月7日から平成28年1月29日までの間、自らのウェブサイトにおいて、例えば、「小顔矯正をして一回で戻らないというような、医学的・解剖学的にあり得ないことは一切もうしません。習慣性の部分や、癖づいているものが一回で定着すること自体が神経学的にも常識的に不可能です。しかし、高いレベルでの小顔（整顔・美顔）への定着や癖付けは可能です。それを可能にするべく高い小顔矯正の施術効果で納得のいくものを提供させていただいております。治療の概念から根本改善！『根拠』に基づいて施術をしています。エステなどとは全く違うレベルで1回目の小顔矯正の施術で本当に小顔になる！美顔にな</p>



措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>る！整顔される！初回からハッキリ効果を実感できる！」、「鏡を見ても手で顔を触ってもはっきり小顔だと分かる！ハイレベルな小顔頭蓋骨矯正ができる！施術前後、頭の大きさが小さくなりフェイスラインがすっきりと変わることも体感でき小顔矯正の効果を証明しています。」、「当院では23個の骨から形成されている顔の骨と頭蓋骨を特殊な技法で無痛にて施術することにより、頭蓋骨の調整だけでなくリンパや脳脊髄液の循環を正常化させていきます。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同人に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同人は資料を提出しなかった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
H28.6.29 【措置命令】	消費者庁	MEDICAL BODY DESIGN株式 会社	<p>MEDICAL BODY DESIGN株式会社は、「小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年7月9日から同年9月8日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「・頬骨を引き締め、お顔が細くなりました」、「・突き出していた下顎骨を抑え、小顔になりました」、「15種23個ある頭蓋骨の中で、歪みのある骨格に、クライアント様の体格・年齢・性別に合わせた圧をかけ、歪みを正し、本来の骨格の位置に整えていきます。」、「Q 1回の施術で効果は分かりますか？ A 江戸町美容矯正専科では、1回だけで効果が実感できる、当院独自の手技を行っており、ほぼ全てのお客様に効果を実感し満足して頂いております。」、「Q 効果はどのくらい持ちますか？すぐに元に戻りませんか？ A 極端な噛み癖や、姿勢の悪さなどがある場合を除き、骨への施術に関しては、ほとんどすぐに元に戻ることはありません。気になる方は、メンテナンスメニューをご用意しておりますし、いつもでアフターサポートで施術後の対応させていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのように示す表示をしていた。</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
<p>H28. 6. 29 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>レミスティック東京こと安井基喜</p>	<p>レミスティック東京こと安井基喜は、「小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、平成27年7月7日から平成28年1月29日までの間、自らのウェブサイトにおいて、「小顔矯正・頭蓋骨矯正」、「●施術の表記 頬骨だけの矯正でも頭蓋全体を矯正するのが本来なので、頭蓋全体矯正と表記。 ※特にエラの矯正は頭蓋全体の矯正が必要な矯正です」、「●施術、矯正後 頭蓋全体を複雑に矯正しながら、ねじれを取る矯正方法で、矯正後に元に戻らないと好評」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、小顔になり、かつ、それが持続するかのように表示をしている。</p> <p>消費者庁が、同人に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同人は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
<p>H28. 6. 29 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>磯部美容整体Vセンターこと磯部昭弘</p>	<p>磯部美容整体Vセンターこと磯部昭弘は、「無痛小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を提供するに当たり、例えば、平成27年7月17日から同年9月16日までの間、自らのウェブサイトにおいて、「1回の施術で顔の横幅を数センチ縮める独自の小顔矯正法です。」、「磯部式小顔矯正では、1回の施術後、アフターケア2～3回で固定するのが特長です。何十回も通う必要はありません。」、「1回の施術で-1.5cm縮小。」、「頭蓋骨にアプローチする磯部式小顔矯正法」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正さ</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>れることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同人に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同人は資料を提出しなかった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
<p>H28. 6. 28 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社シンメトリー</p>	<p>株式会社シンメトリーは、「小顔美矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年8月21日から平成28年1月29日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「骨格自体が整うことによりお顔が小さくなります。」「23個の頭蓋骨を歪ませている原因は首です。しっかりお顔の土台である首から矯正していきます。」「お顔の骨のズレを整えていきます。」「Q. どれぐらいで変化しますか？ お客様の歪み方・歪み具合により、歪みの定着具合は様々です。まずは、ご来店頂いて歪みをチェックしていきます。重度の症状でなければ、目安として6回前後で多くの方に症状の改善が見られます。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を6回前後受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
<p>H28. 6. 28 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>ナチュラルビューティラボ株式会社</p>	<p>ナチュラルビューティラボ株式会社は、「小顔コース」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年8月11日以降、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「23からなる頭蓋骨のバランスを矯正し、血行やリンパに効果的にアプローチ。」「“戻らず固定される小顔ケア”」、「顔面・頭部の骨格にアプローチ。」「骨格矯正で頬骨を正しい位置に整えます。」との記載及びこれと併記した施術中の画像等を掲載することにより、あたかも、本件役務の提</p>

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
			<p>供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしている。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>
H28.6.28 【措置命令】	消費者庁	関西プロポーション小顔センターこと吉信雅博	<p>関西プロポーション小顔センターこと吉信雅博は、「小顔矯正」と称する役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年8月7日から同年9月8日までの間、自らのウェブサイトにおいて、「5分で小顔!!」、「小顔矯正&amp;頭蓋骨・顔の歪み矯正」、「追跡!! 2年後!! 簡単な美容矯正ホームケアのみでリバウンド無し!!」、「脳脊髄液の循環を調整することで、その場で頭のサイズが小さくなり顔の横幅も縮小します。」等と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、頭蓋骨の歪みやずれが矯正されることにより、直ちに小顔になり、かつ、それが持続するかのよう示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同人に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同人は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p><a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_1.pdf</a></p>